

第4次北広島町行政改革大綱

令和4年11月

広島県北広島町

目 次

- 1 策定の背景
 1. 本町における行政改革の取組状況
 2. 本町を取り巻く主な社会経済情勢
 3. 行政改革継続の必要性
- 2 第4次行政改革の方針
 1. 行政改革の位置付け
 2. 行政改革の視点
 3. 計画期間
- 3 行政改革の概要
 - 視点1 協働の推進
 - 視点2 行政運営
 - 視点3 財政運営
 - 視点4 人材育成
- 4 委員紹介
- 5 参考資料

Ⅰ 策定の背景

Ⅰ. 本町における行政改革の取組状況

本町では、平成17年2月の合併以後、厳しい財政運営や社会状況の変化、地方への権限移譲などの課題に対応するため、三度にわたり行政改革大綱を策定し、組織機構の再編や事務の効率化などに取り組んできました。

第1次行政改革大綱（H17～H21）

合併当初に地域差のあった交通体系や医療体制、一部事務組合、自然条件、産業構造、地域振興等の調整を進めながら、当時県内で最も高い水準となっていた21.3%の実質公債費比率を改善するため、次の3点を柱に行政改革大綱を策定しています。

- 効率的な行財政システム
- 民間との役割分担
- 地域協働の推進

経費削減を重点とした職員定数の適正化、投資的経費の見直し、給与手当の総点検、内部管理経費の削減、公営企業等の経営健全化などの取組みにより、21億円の財政削減効果、体力にあった予算規模、地方債残高の縮減、財政調整基金の積立などを実現し、財政破綻を回避することができました。

第2次行政改革大綱（H22～H28）

第1次行政改革の取組みにより財政健全化の道筋はできたものの、財政構造には引き続き次のような課題を抱えていました。

- ▽ 今後5年間の財政予測による約11億円の財源不足
- ▽ 依然として高い水準の地方債残高（H21年度末218億円）
- ▽ 高い水準の実質公債費比率（H21年度末23.1%）
- ▽ 財政規模と比較して少ない財政調整基金（H21年度末6.9億円）

このため、次の3点を柱とし、簡素で効率的な体制づくりに取り組みました。

- 財政の健全化
- 自立型の地方行政の構築
- 地域協働の推進

事務事業の選択と集中、業務の効率化、指定管理者制度や業務委託の拡大、歳入確保の強化等に取り組みながら、行政サービスの向上のための新たな施策を展開し、平成28年度末で地方債残高は173億円、財政調整基金は21.9億円、実質公債費比率は16.3%と改善しています。

第3次行政改革大綱（H29～R3）

平成27年に「北広島町人口ビジョン」「北広島町総合戦略」を策定し、将来人口の目指す方向性や目標人口、実現するためのプランを定めたものの、避けられない人口減少により税収の伸び悩みが懸念される中、地方交付税の合併時特例加算が段階的に減少するなど歳入の確保は依然として厳しい状況にありました。

歳出においては社会保障費や公共施設の維持管理費等は増える傾向にあり、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすものと予測されました。

第3次行政改革大綱は、第2次北広島町長期総合計画(前期)による「健全な行財政運営によるまちづくり」の基本的な方向性やこれまでの本町の行政改革の経緯と実情を踏まえ、行政コストの削減はもとより、行政運営の仕組みや職員の意識改革に取り組み、質の高い住民サービスを提供するために、次の3点を柱に取り組みました。

- 財政の健全化
- 組織力強化と人材の育成
- 多様なまちづくりの推進

令和2年度末の地方債残高は148億円、実質公債費比率14.4%と着実に改善していますが、合併特例加算縮減の影響による歳入財源不足を補うために、財政調整基金の取り崩しを行うなど歳入は厳しい状況にあります。

令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症に起因する経済悪化で、町民や事業者に対して給付金を支出するなど、国全体で歳入歳出の両面で厳しい財政運営となりました。

2. 本町を取り巻く主な社会経済情勢

人口と世帯数の推移

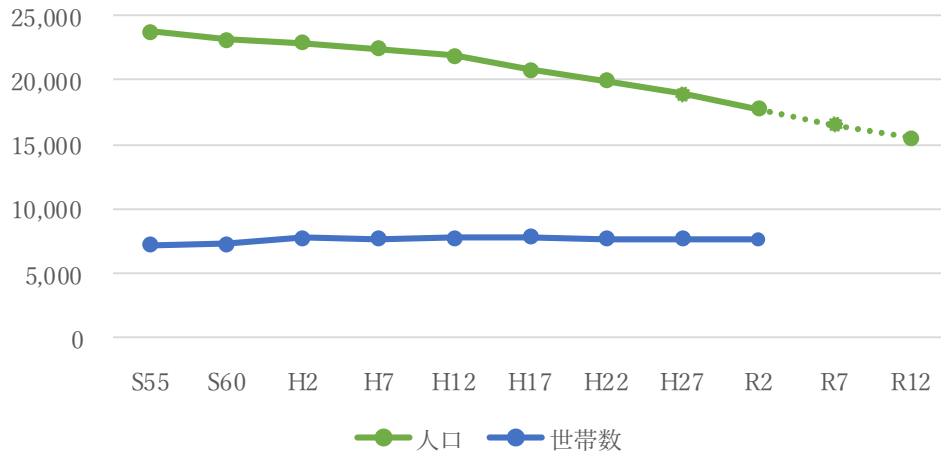
国勢調査によると、本町が誕生した平成17年の人口は2万人を超えていたが、その後15年で3,075人減少し、令和2年には17,778人となりました。15年間の人口減少率は14.7%となっています。

一方で、世帯数の方は2.8%の微減で推移していますが、本町の場合は単身者住宅の増加と単身高齢者の増加が要因と考えられ、後者は全国的に同様の傾向が見られます。

本町の将来人口の見通しについて国立社会保障・人口問題研究所では、令和12年度に15,514人、令和22年度に14,981人と今後も減少傾向にあると推計しています。

そのため生産年齢人口の減少による労働力不足に伴い、町税収入の減少が危惧されるとともに、老年人口割合の増加による社会保障関連経費の増大が予想され、本町の行財政運営に大きな影響を与えられと考えられます。

北広島町の人口と世帯数



財政状況

令和3年度財政計画（財政推計）によると、令和元年度まで措置されていた合併特例加算の終了による普通交付税減少の影響は大きく、加えて今後、税込等の一般財源歳入は減少が見込まれており、これまでの歳出規模を維持していくことは困難であると示されました。

さらに、財政健全化の取り組みを積極的かつ確実に実施しなければ、令和10年度には基金が底をつき、赤字決算となる見込みが出ており、大変厳しい状況にあります。

今後の予算編成においては不要不急事業の排除、事業の選択と集中により、限られた財源の中で着実に事業執行していくことが求められています。

社会経済情勢

令和元年12月に中国の武漢で確認された新型コロナウイルスは、世界全体で感染が拡大し、今もなお国内で大きな影響を及ぼしています。国は緊急事態宣言を発令して感染防止対策を講じ、本町においても経済的影響を受けた町民・事業者への支援を実施するなど、町政運営の大幅な見直しを行いました。感染収束の目途が立つまでは引き続き感染状況を注視していく必要があります。

また、今後も新たな感染症による経済影響など、想定のない事態が起こるリスクは常にあります。そのときは、その時点の社会経済情勢にあわせて適時、効果的な施策を講じていく必要があります。本町においても社会変化に柔軟に対応できる人材の育成や組織体制を構築していかなければなりません。

自然災害

近年、全国各地で大型台風や集中豪雨による風水害・土砂災害が発生しており、本町でも毎年大きな自然災害が発生しています。地球温暖化をはじめとした気候変動の影響を受けて、災害リスクは今後も高い予測がなされています。

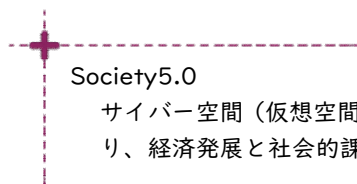
大規模な災害が発生した場合には、復旧に向けて多くの財政出動が必要となるため、平時から財政調整基金の適切な管理・運用に努めるなど、財政の健全化へ取り組んでいく必要があります。

社会のデジタル化

社会のデジタル化は、生産性の向上による経済成長や、便利で豊かな日常生活を実現するために重要な役割を担っており、これまでも、急速に進展するデジタル技術を十分に活用し、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより経済発展と社会課題の解決を両立する「Society5.0」の実現に向けた取り組みが進められてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応において、国や地方公共団体のデジタル化の遅れや人材不足、システム連携が十分でないことが明らかとなり、国は業務そのものや、組織、制度、手順などを根底から変革する社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）を新たな日常の原動力とし、社会課題の解決、持続的かつ健全な発展、国際競争力の強化を図ることとしています。

本町においても、デジタル技術の活用により行政運営の変革を図るDXに最優先で取り組むことが求められています。



Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）

3. 行政改革継続の必要性

これまでの行政改革の取り組みは、職員数や歳出予算などのいわゆる「削減」を中心に行政運営の効率化を図り、大きな成果が得られてきましたが、現在はこの手法では成果が見込めないところまですでに削減が進んでいます。

それでも、これからの人口減少や毎年発生する自然災害、コロナ禍等の中で持続可能な行財政運営を築いていくためには、この限られた財源とあらゆる手法を駆使して効果的に、かつ効率的に行政サービスが提供できるような改革を続けていかなければなりません。また、デジタル社会や脱炭素社会、SDGsの実現に向けた環境整備などの新たな課題へも対応していくことが求められます。

このことから第3次行政改革大綱を踏襲しつつ、新たな課題にも対応するための行政改革を推進させるため、第4次行政改革大綱を策定します。

2 第4次行政改革の方針

1. 行政改革の位置付け

本町では、目指すべき北広島町の姿と町政の各分野における施策の方向を示し、町の行政運営の指針となる「第2次北広島町長期総合計画（後期）」を策定しています。

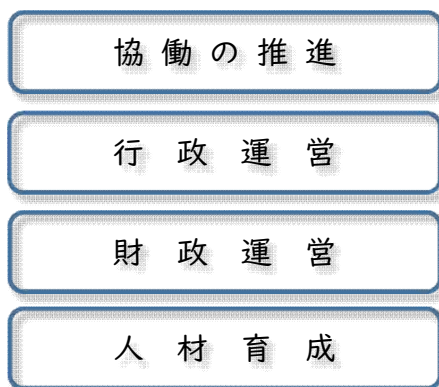
この長期総合計画では、「新たな感動・活力を創る北広島 ～人がつながり、チカラあふれるまち～」を目指す将来像に掲げ、その実現のため、「活力ある産業の創造と成長」、「にぎわいと活気に満ちたまちづくり」、「安心して元気に暮らせる地域の創出」、「生活基盤の強化・強靱化」、「住民のための行財政運営」の5つの施策分野のもと、施策を総合的に展開することとしています。

北広島町長期総合計画に基づく取組を実現するためには、施策を効果的に実施していく生産性の高い業務推進体制と強固な財政基盤が必要となります。

北広島町行政改革大綱では、限られた予算・人員で最大限の施策効果をあげていくため、行政運営の様々な分野における見直しを進め、町民ニーズにかなった行政サービスの提供と財政健全化の両立に取り組みます。

2. 行政改革の視点

北広島町長期総合計画の目指すまちづくりの実現に向けて、健全財政を維持し、あらゆる環境変化に耐えうるような持続可能で安定的な行財政運営を確立していくために、第4次行政改革では、次の4つの視点を柱に、15の実施項目を設定して体系的に取り組んでいきます。



3. 計画期間

計画は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

3 行政改革の概要

視点Ⅰ 協働の推進

1 住民参加機会の充実

分権型社会の進展により、住民や行政が自らの判断と責任でまちづくりを進めることが求められています。これまでのような均一的・画一的な行政サービスだけでなく、行政施策については町民の理解を得ながら協働で取り組んでいく必要があります。

公共施設の統廃合などの「痛みの伴う改革」では、地域へ議論の場を設けるなど広聴機会の充実を図るとともに、まちづくりに対する町民の関心を高めながら、協働で地域を創る意識を共有します。

2 情報発信の強化

町民に必要な情報が行き届くように、情報発信能力を強化し、必要とされる情報をわかりやすく、最適なツールを使って発信していきます。

3 まちづくり活動への支援

地域のコミュニティ活動への支援を行い、持続可能なコミュニティ組織の運営や人づくりに取り組みます。

まちづくりを支援する組織の機能強化を図り、活動団体間の交流や連携のためのコーディネート機能の充実を進めます。

4 協働の地域づくり

社会経済情勢の変化や価値観の多様化で住民ニーズが複雑化している中で、行政サービスの向上と地域の発展を図るため、町民と行政が一体となった地域づくりを推進します。

視点2 行政運営

1 業務の減量化・効率化

膨大な業務量によって職員に大きな負荷がかかる「業務の無理」、必要以上に多くのプロセスを要求する「業務の無駄」、繁忙期と閑散期で業務量に偏りがある「業務のムラ」、これらを軽減し、業務を効率的に進めることで、労働時間・労働コストの軽減と光熱費の削減を図ります。また業務の負担や時間外労働を減らすことで職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

2 デジタル化の推進

町民が利用する行政サービスについて、インターネットやパソコン等を利用できない方にも配慮しつつ、手続きの見直しを行い、オンライン化の実現を図るとともに、マイナンバーを活用した手続きの簡素化、オープンデータ（二次利用可能な公開データ）等のデジタルデータの利活用を進めるなど、デジタル技術の活用により行政運営を変革するDX（デジタルトランスフォーメーション）に向けて取り組み、町民の利便性向上と業務の軽減を図ります。

またDXによる職員の働き方改革を推進するため、既存の業務手順の見直しを行い、システムの刷新やAI（人工知能）等による業務の効率化を視野に入れて検討します。

3 質の高い行政サービスの提供

窓口サービスをわかりやすくし、利用しやすいものへ改善することにより、満足度の高い行政サービスの提供を目指します。

町民のマイナンバーカード取得率100%の早期実現を目指し、マイナンバーカードを活用したサービスの提供を進め、行政手続きのデジタル化を推進します。

4 情報収集の推進

職員一人ひとりの情報収集能力の向上を図り、Society5.0に対応できる組織を目指し、必要な情報の収集と共有できる仕組みを構築します。

視点3 財政運営

1 歳入の確保

町民負担の公平性の確保と財政の健全化を図るため、町税等の納期内納付の推進や滞納発生後の初動対応の強化により、町税等の収納率の向上を図るとともに、適正な債権管理と効率的な債権回収に努めます。

新しい事業を実施するための財源を確保するために、ふるさと納税による寄附額の増加を目指すとともに、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングの活用を検討します。

ガバメントクラウドファンディング

地方自治体がプロジェクト実行者としてインターネットを通して世の中に呼びかけ、共感した人から資金を募る仕組み。寄附者が寄附金の用途を選択するふるさと納税。

2 適正な予算規模の実現

限られた財源の中で、町民サービスを向上させていくためには、事業の選択と集中が必要となります。安定的な財政運営を行うため、デジタル化などの社会経済状況の変化やアウトソーシングの更なる活用を踏まえたうえで、既存の事務事業については引き続き、廃止・縮小・効率化を検討します。

第三セクターや補助金交付団体などの財政援助団体については、決算状況等を適切に把握し、補助金や委託料等の妥当性を検証し、適正な支援を行います。

また内部経費のコスト削減に努めます。

3 公有財産のマネジメントの推進

本町は、大小500を超える公共施設を所有していますが、今後の厳しい財政状況・人口減少が予測される中、今後ともこの量を維持していくことは財政経営的な見地からも不可能なため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の集約化、複合化、多機能化を図ることで、中長期的な財政負担の軽減を図ります。

また、未利用地の売却や貸付、ネーミングライツによる有効活用することで、収入増に努めます。

ネーミングライツ

町の施設やイベントなどの命名権のこと。企業は、施設等の名称に企業名や商品名などを冠した愛称を命名する権利を取得し、町は企業から命名権料を得て、施設の維持管理費に充てることができる。

視点4 人材育成

1 新たな人材の確保・育成

人材育成基本方針に基づき、若手職員の育成強化を図るとともに、全職員の能力向上を促すため、職員研修の充実や人事交流を推進します。また多様な行政課題に対応するため、専門人材の登用について検討します。

2 定員管理の適正化

北広島町定員管理計画に基づき、職員数の管理と定年の段階的引き上げを踏まえた長期的な人事管理を計画的に実施します。定員管理は再任用職員、会計年度任用職員を含めて行い、限られた人員で課題解決に取り組むことができる効率的な人員配置と組織体制を構築します。

3 組織力の強化

地方分権の進展に伴い権限・事務の移譲など、町政を取り巻く環境がますます複雑に多様化する中、町民の安心・安全を守り、時代の変化に的確に対応しながらも、将来を見越した柔軟な施策を展開していくため、「強靱な組織」の構築に努めます。

4 高齢層職員の能力や経験の活用

定年引上げやそれに伴う役職定年制などの導入にあたっては、再任用職員を含めた高齢層職員の働く意欲の維持・向上のため、高齢層職員の知識・経験を十分に活用できる人事制度に見直しを行います。

4 委員紹介

北広島町行政改革審議会名簿

氏名	所属
安東 直紀	安田女子大学 <<会長>>
花ノ木 正典	広島県行政書士会
壽老 長吉郎	行政相談委員
織田 学	広島北部農業協同組合千代田支店
小笠原 幸信	芸北地域振興協議会
植木 多美江	豊平地域自治振興会
山本 幸	北広島町女性会

5 参考資料

平成17年6月30日

条例第243号

北広島町行政改革審議会設置条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な調整の実現を推進するため、北広島町行政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、北広島町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議、提言する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、前条に定める提言を行う日までとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。